

室町期の若狭守護代三方氏の動向

河村昭一
兵庫教育大学第2部（社会系教育講座）

はじめに

小稿は、一色氏のもとにおける若狭守護代の実態を明らかにしようとするもので、貞治五年（一三六六）から応永十三年（一四〇六）までの小笠原氏（長房・長春）について検討した前稿¹⁾に続き、次の三方氏（範忠・忠治）を取りあげ、その動向を追跡しようとするものである。ここで取りあげる三方氏、あるいはその主家一色氏についてのまとまった研究はほとんどなく、その意味で小稿が室町期の若狭における守護支配研究の基礎作業にでもなり得ればと思う。

ところで、前稿では守護代の「自律的」動きをしばしば強調し、「三方氏の代には……自律的部分を着実に拡大していく」という見通しを述べたが（八四頁）、この問題は、守護一色氏と三方氏の間関係が解明されない限り完全には説明できないのであって、この点については史料制約から今のところ留保せざるを得ず、その意味で前言の軽率を反省している。しかも、より根本的には、守護代の「自律性」がいかに拡大しても、あたかも極限に至った撰閣政治が太政官制を否定し得ないのと同様、守護代が守護権力との絆を断ち切ることなど、およそ考えられなかったのが、十五世紀前半の客観的政治状況であっ

たといえる。したがって、この時期の守護代の「自律性」を安易にふりかざすことは慎まなければならない²⁾。ただ、畿内近国の守護代で、主家をも凌ぐ実力をもち、分国支配の実権を掌握していた者が少なくなかったこともまた事実であり、この時期の守護研究において守護代の実態を究明することの必要性は否定できない。

当初は、(1)三方範忠・同忠治の若狭守護代在職期間を確認し、(2)一色家中における三方氏の政治的地位の上昇を跡づけた上で、(3)同氏の若狭経営について検討する予定であったが、紙数の都合上(1)・(2)は別稿とし、ここでは(3)のみ扱うこととする。その際、三方氏の具体的な在地支配にかかわる史料が限られているところから、太良庄の年貢算用状に国下用分として見える守護勢力への礼銭関係記事を主たる素材とする。いうまでもなく、この種の記事は事実を忠実に反映するものとは必ずしもいえず、算用状作成者（太良庄では公文・代官）の作為が加わる余地もあるし、作成者によって基準が変わることもあり得る。ただ、当面問題とする三方氏の守護代在職期に限っていえば、太良庄の公文は貞治元年から応永二十六年までの半世紀余も弁祐が一人ですとめていることから、少なくとも三方範忠の守護代就任後十数年間の太良庄側の守護方に対する姿勢には一貫性を想定し得る。また、太良

庄は守護所に至近の位置にあって、守護勢力の動きを比較的敏感に反映する荘園である上に、応永十九年分以後は毎年度、しかもそのほとんどについて地頭方・領家方双方の算用状がセットで伝存していることから、在地における守護勢力と荘園経営者との交渉を、点としてではなく、線として追跡できるという利点もあるので、三方氏を始めとする守護勢力の動きを探るために、敢えて太良庄の算用状の礼銭関係記事を分析対象とすることにした^⑥。しかし、その史料の限界性は否定し難く、三方氏の動きをほとんど表面的に観察する程度にならざるを得ないことを、あらかじめお断りしておかねばならない。以下では、三方氏の若狭に対するかかわり方を三つの段階に分けて検討したい。

一、I 期（応永十三年～同二十年）

三方範忠が応永十三年（一四〇六）十二月、守護代に就任して以後しばらくは、当然のことながら若狭支配の基礎を整備することになるが、新守護代としての範忠がとった方策で明らかに前代の小笠原氏と異なるものとして、ほぼ連年にわたる若狭下向があげられよう。小笠原氏は長房の晩年頃から次第に在京傾向を強め、次の長春の代には完全に在京原則を確立したことを前稿で指摘したが、その際用いた表を第1表として再掲し（部分的に補訂した）、以下三方氏について検討しておきたい。

まず、この表から看取できることは、小笠原氏の代に比べて守護代の下向が頻繁にみられるようになった点である。小笠原氏の若狭下向は合わせて四回確認されているが、そのいずれもが、足利義満やその愛妾西御所の若狭遊覧があった年に当たっているから、小笠原氏の下向の目的は義満の供奉、もしくは供応にあったと思われる、自身の若狭経営を目的とする下向は第1表にみる限りほとんどなかったことになる。

第1表 一色氏治政下における若狭守護代・小守護代の上洛・下向
（主として太良庄年貢算用状による）

年 度	守 護 代	小 守 護 代	備 考	出 典	
永徳元 (1381)	小笠原長房	武田重信 右御亮殿(重信)出京 武田殿京上(5月)	西御所若狭遊覧カ	ハ-87 ハ-95	
明徳元 (1390)		武田殿京上		オ-103	
応永4 (1397)	守護代殿下向	武田殿京上	西御所若狭遊覧カ 西御所等若狭遊覧(5月)	教-787 教-847 ハ-102	
" 5 (1398)	小笠原長春	武田長盛 武田殿京上(2.20, 12.13) 武田殿京上(3.6, 10.2) 武田殿上洛(2.20, 10.2)	義満若狭遊覧	フ-78, 教-871	
" 9 (1402)				守護代殿下向 三州(長春)下向(5.24)	教-929
" 10 (1403)				三州下向(4.19)	シ-72, オ-117 オ-118
" 11 (1404)				三州下向(4.19)	教-996 シ-190
" 15 (1408)	三 方 範 忠	長 法 寺 納 小守護代上洛・下向(度々) 長法寺上(京都宝幢寺供養時)	守護代宿所移転(11月)	教-929	
" 16 (1409)				三方殿下向(3月)	シ-72, オ-117
" 17 (1410)				守護代三方殿下向(8.12), 在国	オ-118
" 18 (1411)				三方殿屋形見, 寺助達鑑乘	教-996
" 20 (1413)				三方殿下向	シ-190
" 21 (1414)				守護代三方今日明日下向(正.20)	ハ-129, リ-99, ツ-109
" 22 (1415)				三方下向・上洛, 新守護代上洛	ツ-110, フ-88,
" 26 (1419)				三方下向・上洛	フ-90, 東に-130
" 27 (1420)				守護代若狭下向	一宮遷宮式(9月)
" 29 (1422)				守護代三方山城入道下向	若狭国守護職次第
" 30 (1423)				三方下向	ハ-145・146
" 31 (1424)				守護代若狭方上洛	ハ-149・150
" 32 (1425)	(三方在国)	ハ-151, リ-113			
永享元 (1429)	三方下向	松山 小守護代…松山と申仁下で候	為仰山門領云々	ハ-165, オ-147, シ-200	
" 6 (1434)				三方下向(8.19出京), 在国	ハ-174, 看聞日記

注 (1) 算用状にみえる礼銭記事を主として参照した。表記はほぼ史料のまま示した。() 内の5.24などは日付。
(2) 応永20年の出典は年次であるが、応永19年10月16日太良庄代官朝賢公文并祐連署注進状(百合ツ-105)より推定。
(3) 備考の欄の事項のうち、応永9年の「若狭国税所今富名領主代々次第」、同16年の「若狭国守護職次第」に拠り、他は当該年次の出典の欄の各史料に拠る。
(4) 出典の欄の大多数は東寺百公文書で、函名と文書番号(京都府立総合資料館編「東寺百公文書目録」による)のみ示す。教は「教王護国寺文書」、東は「東寺文書」(大日本古文書 家わけ)の略。

これに対して、三方氏の代になると、將軍の供奉といった他律的事情に基づかない、「自主的下向」がしばしばみられるようになる。いま一つ注目されるのは、小笠原氏の代に小守護代武田氏が上洛をくり返し、その晩期には春・冬の二回の上洛が慣例化していた感さえうかがえるのに対して、三方氏の代の小守護代長法寺納は、当初こそ「度々」の上洛をしたようであるが、応永十六年以降は、宝幢寺供養に際しておそらく一色氏の随兵・供奉のため上洛したと思われる応永二十七年を除き、一度も上洛記事が見えない。「はじめに」でも述べたごとく、太良庄の年貢算用状の礼銭記事が史料として万全でないことは事実であるが、それでも守護代・小守護代の動きはかなり鮮明に浮かび上がらせているように思われる。すなわち、小笠原氏の代は守護代小笠原氏は京都から動かず小守護代武田氏が若狭・京都間を往復していたのに対して、三方氏の代には守護代三方氏の方から若狭に下向し、小守護代長法寺氏は在国したままという好対照をみせている。このことの意味を余すところなく説明することは困難であるが、三方氏がなぜ小笠原氏の行わなかった若狭下向を積極的にするようになったか、という問題として考えてみたい。

別稿でみたように、三方氏は室町期に入ってから短期間にその政治的地位を急速に高めたと考えられるが、若狭守護代に任じられた当初は、まだのちのような一色家中最高の地位を得ていたわけではないだろうし、若狭においても、守護代小笠原氏の失脚によって少なからぬ政治的混乱もあったであろうから、三方氏の権力基盤は一色家中においても若狭においてもまだ磐石でなかったことは想像に難くない。応永十四年分の年貢算用状が伝存しないので、就任直後の三方範忠の動静はわからないが、翌十五年には自身が下向するだけでなく、小守護代長法寺も度々京都に上っているから、在地との連絡を密にして若狭

経営の基盤を早急に固めるべく努力している様子がかがえる。そうした折りの応永十六年正月一色満範の死を迎え、ついで遺子一色二郎(持範)・五郎(義範、のちの義貫)兄弟の確執がもたらされ、その中で三方範忠の一色家中における最高の地位が確立していったであろうことは別稿で推測したが、この間も範忠は、あるいは家中の内紛に伴う動揺に対処する意味もあってか、ほぼ連年下向している。この中で応永十六年の下向は守護代宿所の移転にかかわるものであったらしく、この年八月十九日に若狭に下着した範忠は、そのまま在国して国中の諸領に多額の礼銭を強要し、臨時の公事夫役をかけたが、十一月に宿所を開発保塩浜の若王子前へ移した(「若狭国守護職次第」以下「守護次第」と略記)。翌年範忠が行った「屋形見」(第1表)は、この時新築した宿所の完成・披露の儀式であろう。この宿所移転の直接的契機は判然としないけれども、幼主一色五郎の家督相続で家中が動揺する中、就任間もない範忠の守護代としての権威を若狭国内外に顯示する効果を發揮したに違いなく、範忠の意図もそのあたりにあったのではあるまいか。ほとんど在京しなければならなかったにもかかわらず、敢えて西津庄にあった守護所とは別に守護代宿所を構えたところに、わずか十歳の一色五郎を戴きながら若狭経営の実質を担っていたこととする範忠の積極的な意欲を読み取ることは、さして異論もなからう。

以上、三方範忠の若狭下向の背景を、一色家中における政治不安、および彼の若狭経営に対する意欲などという、きわめて観念的、抽象的な面からしか説明できず、下向のもつ具体的目的、意義は何ら明らかにし得ていない。ただ、小守護代武田氏の方から京都に上っていくあり方に比べて、より直截的に守護の―というより守護代三方氏の―権威が在地に及ぶということは想定できるし(これとて漠としている

が、たとえば、応永十四年の三方郡耳西郷早瀬浦と久々子村の間の網庭相論が「守護代之下知状」によって裁決されているように、訴訟の裁決を、下国した範忠が行うこともあったのではあるまいか（ただし右の裁決が範忠の在国中であつたかどうかは不明）。

範忠が若狭経営を積極的に展開していった徴証として、応永十四・十六・二十六年の徳銭（有徳銭）賦課があげられる。これは、太良庄本所方代官で金融活動を営む山伏朝賢が五十貫文も賦課されたように、綿密な調査に基づく適正な課税などではあり得ず、きわめて杜撰なものであつたに違いないが、それにしても商業・流通に着目し、国内の富裕者の一定程度の掌握を前提とした新たな守護役を創設したこの意味はけつして小さくなく、その初見が三方範忠の守護代就任直後の応永十四年であること、その次に見えるのが、幼主一色五郎の家督相続で若狭経営の実権が完全に範忠の手中に入ったと思われる同十六年であることは、単なる偶然ではないように思われる。

この他、この期の範忠個人にかかわるものとして、荘園所職獲得の動きがある。すなわち、応永十六年八月、国富庄領家職半済所務職を毎年二十七貫文で請負つたり、同十八年九月から十月にかけて、太良庄本所方代官職を執拗に東寺に要求している。史料的にはこれだけしか確認されないが、範忠が守護代になってから、その地位を利用して自身の経済基盤の拡大に腐心したであろうことは容易に推測し得る。

このようにして、守護代就任後の三方範忠は、公的には積極的な若狭経営を志向し、私的にも荘園所職を獲得しながら、その政治的経済的地位を急速に高めていったものと考えられる。その意味でこのI期は、三方氏にとっていわば基盤固めの時期であつたといえよう。

二、II 期（応永二十一年～正長元年）

三方範忠の若狭支配を考える上で、応永二十一年を一つの画期としたのは、(1)この年の二月、範忠が今富名代官職を得たこと、(2)この年子息もしくは弟の三方若狭守を代官に任じたこと、の二点が念頭にあつるからである。まず、これらの意義から考えてみたい。

今富名は、周知の如く国衙税所領として鎌倉期以来税所職を兼ねた守護の支配下におかれ、南北朝期に入つてからも、おおむね歴代の若狭守護が同名を領有したが、貞治三年（一三六四）山名時氏が同名領主になって以来、時氏の死後もその妻公家御前が継承して、結局山名氏清が討たれる明德二年（一三九一）まで山名氏の領有下におかれた（若狭国税所今富名領主代々次第¹⁶以下「今富次第」と略記）。この間、若狭守護は斯波高経→一色範光→同詮範と推移したが、大田文で若狭全三郡にわたる五十五町余の田積をもち、要港小浜をその中に含む今富名には、守護の支配権が及ばないままであつた。同名が税所と一体の関係にあつた以上、守護にとって同名の領有は単に経済的面にとどまらず、国衙税所の掌握の問題でもあつた。その意味で、明德の乱の戦功で一色詮範が同名を給せられた政治的経済的意義ははなはだ大きいといわなければならない。今富名代官職は、明德二年以後守護代小笠原長房、ついで同長春が在職したが、応永六年（一三九九）「里方散田并寺社人給」の逃散闘争で改替され、代わつて石河長貞が任じられた（今富次第）。石河氏は丹後の国人と思われ、長貞は応永十八年には一色家の在京奉行をつとめていたことが確認される重臣である。山名氏時代を除いて、原則として守護代が兼任していた今富名代官職がかかる石河氏的手中に帰することは、守護代小笠原氏の若狭支配にとって当然極端になつたと思われ、その事情は三方氏の代になつ

ても変わらなかつたであらう。たとえば、応永十八年、今富名内竹原天満宮供僧職（田地二反）が羽賀寺に返付された際、その旨を同寺に下達する遵行状は石河長貞によって発給され、守護代三方範忠は、天満宮への寄進地武成又三郎名内一町についてのみ遵行状を下し、小守護代長法寺納が打渡を行っていて、守護代三方氏の遵行権が今富名内に及んでいなかったことを確認することができる。応永二十年正月、今富名代官職は石河長貞のあと子の長祐が継ぎ、世襲制が確立するのに見えたが、そのわずか一年後に改替されて三方範忠が補任された（今富次第）。その事情について「今富次第」は何ら語らないが、別稿で推測したように、丹後出身の重臣を凌駕することを通して三方氏の一色家中における地位が上昇したことの反映とみて太過あるまい。範忠が今富名代官職になると同時に又代官になった小守護代長法寺納は、応永二十八年「小浜問丸共依訴訟」って改替されたあと、範忠の弟修理亮が任じられるが、彼も同年十一月替えられ、以後しばらく又代官は空白となり、同三十年十二月「税所今富御代官三方殿より加計」え、公文の伊崎中務丞が就任する（今富次第）。以上の経緯は、結果的にみれば、今富名代官職を得た三方範忠が、長法寺を排除しつつ自己の影響力を強め、又代官職の補任権を事実上掌握したことを示している。今富名のもつ政治的、経済的重要性を勘案すれば、範忠がいわばライバルにあたる石河氏から同名代官職を奪取して事実上の支配権を掌握したことの意義は、きわめて大きいといわざるを得ない。これによって、三方氏の若狭支配の基盤が最終的に整ったと評価してもよからう。

応永二十一年分の太良庄年貢算用状（百合り九九、ハ一二九）および守護役注進状（「教王護国寺文書」一〇一一号、百合ツ一〇九）に「新守護代礼」と見え、あたかもこの年守護代の交替があった

かのようであるが、少なくとも永享七年（一四三五）までは一貫して三方範忠が守護代に在職していたことを確認した別稿の結論と矛盾する。在地では小守護代のことを守護代と呼ぶこともままあったから、小守護代を指している可能性もなくはないが、三方範忠の守護代就任と同時に小守護代になった長法寺納（守護次第）が応永末年まで在職したことは、後掲第2表などに照らしても否定し難い。しからば、守護代でも小守護代でもない「新守護代」とはどのように解すればよいのであろうか。私はそれは、このあと太良庄年貢算用状に「守護代若狭方」と見える三方若狭守のことであると考える。三方若狭守という一人候補者がいる。それは、応永二十六年の若狭一二宮造宮棟札に「山城守沙弥常忻三方奉行若狭守範次日」と見え、『若狭守護代記』にも「永享元年西、今年守護代三男若狭守範次富国大飯郡大島ノ八幡宮并長楽寺ヲ造宮シ、寺領山林ヲ寄附ス」とある、範次である。後者の史料の信頼性が必ずしも十全ではないが、前者と合わせればあながち虚構ともいえまい。とすれば、「守護代若狭方」は後掲第2表にあるように応永二十七年〜三十三年の間に見えるところから、若狭守としての徴証が永享四年以降の忠治よりも、応永二十六年〜永享元年の範次の方が蓋然性が高いのではなからうか。棟札の「三方奉行」という表記も彼の地位を正しく表現しているように思われる（ただし、断定もできないので、以下では慎重を期して「若狭方」のまま用いることとする）。応永二十一年の「新守護代」とは、範忠が自分の代官（「奉行」として「若狭方」を任じて下向させたのを、在地でかく認識したのであろう。

ところで、範忠が「若狭方」を代官に任じた契機や目的についてはほとんど不明である。すぐ想起されるのは、範忠はそれまではば連年

若狭に下向していたことから、何らかの理由でできなくなったために近親を代官にした、ということである。しかし、応永二十一年は範忠と共に若狭に下向したあと、また上洛しているようであるから、この年の下向は在国を目的とするのではなく、いわば就任の披露ともいへきものとしても、その後前掲第1表にみる限り、応永二十二年から二十五年まで範忠も「若狭方」も若狭に下向した形跡がない。

この間三方範忠は所司代、山城守護代となって(別稿)、京都での政務に忙殺されたであろうから、「若狭方」の若狭下向の条件は十分整ったと思われるのに、それがみられないばかりか、応永二十六年には範忠自身が下向したらしいとすれば、「若狭方」を代官に任じた当初の目的は今のところ不明といわざるを得ない。しかし、その翌二十七年には「若狭方」が下向し、そのまま在国したものと思われる。第2表は太良庄年貢算用状に見える守護勢力への礼銭記事を三方氏の守護代時代に限ってまとめたものうち、正長元年以前のものである。これによると、太良庄は応永二十七年下向した「若狭方」に三貫文もの礼銭を出し、その翌年から同三十三年まで「守護代若狭方」への恒常的な礼銭を計上している(三十四年と正長元年の「守護代方礼」も同じであろう)。応永三十一年には「守護代若狭方上洛時」の礼銭が見えるから、「若狭方」は在国を常態としたことが知られる。かくして、それが当初からのものかどうかはわからないが、少なくとも応永二十年代後半における「若狭方」は、在京する三方範忠にかわって在国し、若狭経営に当ることを任務としたことがうかがえるのである。この間、範忠自身も時々若狭に下向して(応永二十九・三十・三十一・三十二年)、この時期の三方氏の若狭に対するかわりはⅠ期と比べてより濃密なものになったといえるのではなからうか。

この時期の若狭における三方氏の権勢をうかがわせる事例が一、二

ある。応永二十年、太良庄本所方代官職を追われた朝賢は、「御代官をめされ候て二年目の十月二、三方殿の御判とくせい物の折紙をとり候て、東寺之御年貢おさゑ」たという。右の「とくせい」は、この文書が正長元年十二月のものであることからくる用語であって、いわゆる徳政ではなく、単なる還補といった意味であろうが、応永二十二年、朝賢が太良庄代官職還補をはかるのに「三方殿の御判」を必要と考えたところに、三方氏が若狭の実権を掌握していたことが示されている。翌二十三年七月二十八日、三方範忠の「御恩」として西津庄代官職が布施大炊助に宛行われている(守護次第)。また、開発保が開発左衛門に「給分」として宛行われているのも同日付であるから(同)、これも実質的には範忠による宛行の可能性が小さくない(守護代宿所があったのは開発保である)。範忠が先にみた今富名の他に守護所在地の西津庄とこれに隣接する開発保という、いずれも守護領に属する若狭の中枢部の事実上の支配権を掌握していたこと、および代官職の宛行を通して自己の主従制的関係を拡大強化していた状況をうかがわせる例といえよう。

以上述べてきたⅡ期と次のⅢ期を画するのは、小守護代の長法寺納から松山三郎左衛門への交替である。Ⅱ期とⅢ期を比較するため、ここで長法寺に注目しておきたい。長法寺氏は、前代の武田氏同様、一色氏が守護になる以前から若狭で活動が認められる国人であって、少なくとも一色氏の根本被官ではない。また、三方範忠との間に被官関係があったかどうかはわからない。小守護代になってからの長法寺氏はしばしば下向するといえ在京を原則とする守護代三方氏の留守を預かって若狭経営の実質を担い、応永二十一年からは今富名又代官として同名の支配にも当たった(今富次第)。先にみたように、この年範忠は「若狭方」を「新守護代」とするが、以後数年間は範忠・「若狭

第2表 太良庄年貢算用状にみえる守護勢力への礼銭（応永15年～正長元年）

年 度	守護方細々使雑事	上 洛 ・ 下 向 時 礼 銭		守 護 代 方	長法寺方	長法寺年始礼	勢 間 方 兼 田 方	そ の 他 の 礼 銭	出 典
		三方氏	その他						
応永15	5.16	▲1-332	※A▲1-0					同時（小守護代上洛下向之時）中間 ▲0-□65	教-929
" 16	5.16	△1-600							オ-117
" 17	5.16							三方殿屋形見之一献 ▲1-500 長法寺殿□□之時 ▲0-532	オ-118
" 18	5.16	▲2-500							教-996
" 19	5.16							守護方一献 △1-932	オ-122・123
" 20	5.16							守護方細々公事一献料 4-500	教-997・1012
" 21	5.16	3-0		※A1-0	1-0	1-0	※A0-500	郡使 0-300 歳末礼 1-0	リ-99, ハ-129
" 22	5.16								ツ-109, 教-1011
" 23	5.16				1-0	1-0			ハ-131・132
" 24	5.16				1-0	1-0		三方親父他界訪之時長法寺 1-500	ハ-136・137
" 25	5.16				1-0	1-0			ハ-138・139
" 26	5.16	1-500			1-0	1-0		東方礼 0-500	リ-105, ハ-140
" 27	5.16	※A3-0	※B1-500		1-500				フ-88, ツ-110
" 28	5.16			※B2-0	1-500				フ-90, 東に130
" 29	5.16			※B2-0	1-0				ハ-141
" 30	5.16			※C1-500	1-0				リ-106・107
" 31	5.16	※B1-0		1-0	1-0	※B0-500			ハ-142
" 32	5.16	※C1-0		1-0	1-0	※B0-500		守護代若狭方礼 但殿原中 0-500 三方々礼時中間 0-300	ハ-145・146
" 33	5.16	※D1-0		1-0	1-0			守護代礼之時殿原中 0-500 三方中間 0-300	ハ-149・150
" 34	5.16			※D1-0	1-0			守護代礼時兩奉行方 0-500 守護代陣立礼 1-0	ハ-151, リ-113
正長元	5.16			※D1-0	1-0			守護代陣立時礼殿原 0-500 守護代中間 0-300	ハ-152・153
								守護方礼（奉行又は殿原カ）0-500 守護代内 0-500	ハ-154, フ-91
									リ-115・116

- 注（1）単位は「守護方細々使雑事」（石）を除き、すべて貫一文。△は地頭方、▲は領家方で、全体の一部である可能性がある場合（地頭方は3分の1、領家方は3分の2が原則）。無印はいずれか一方のみでもそれが庄全体である場合、もしくは地頭方・領家方の合計。
- （2）守護方細々使雑事：必ずしも全年度にわたって地頭方・領家方の両算用状がそろっているわけではないが、前者が2石、後者が3.16石と固定しているので、すべて5.16石とした。
- （3）上洛・下向時礼銭三方氏：※Aは「守護代若狭方下向時長法寺出」、※Bは「守護代若狭方上洛礼」、※Cは「三方々礼 但依在国」、※Dは「三方々礼」。
- （4）" その他：※Aは「小守護代上洛下向之時度々」、※Bは「同時（宝幢寺供養時）長法寺上之時礼」。
- （5）守護代若狭方：※Aは「新守護代礼」、※Bのうち1貫文は「守護代方礼」（地頭方）、※Cのうち500文は「守護方礼」（同）、※Dは「守護代方礼」。
- （6）勢間方兼田方：※Aは「西津勢間」、※Bは「長法寺礼時勢馬兼田両人中」。
- （7）出典の欄は、第1表に同じ。

方」の方向はなく、長法寺にとっては、かえってそれ以前よりも主体的な——もちろん相対的な意味で——若狭経営を展開できたかも知れない。前掲第2表によると、応永二十一年以降の長法寺に対する礼銭は、「長方寺方礼」とは別に「長法寺年始礼」まで見られ、この時期の太良庄の人々が認識していた長法寺の権威の大きさを物語っている。

ところで、「長法寺年始礼」のある応永二十一・二十三～二十六年と、「長法寺礼時勢馬兼田両人中」と記される三十一・三十二年に、勢間・兼田への礼銭が見られる(二十一年は勢間のみ)。このことは、両人が長法寺ときわめて深い関係をもった被官であったことをうかがわせるものである。彼らが応永三十四年に見える「両奉行方」に当るかどうかは疑問が残るものの、「西津勢間」(二十一年)とされるように、西津庄の守護所にいた吏僚とみなすことは可能であり、長法寺権力の伸長の一端を示すものといえよう。

さて、「長法寺年始礼」は応永二十七年以後見えなくなるが、実はこの年「若狭方」が下向し、そのまま在国している。かくして長法寺への年始礼に代わって「若狭方」への恒常的礼銭が登場するのは、若狭における守護の権威の体現者が長法寺から「若狭方」へ転移したことを明瞭に表現するものであり、「若狭方」の若狭下向が長法寺の権威の相対的低下をもたらしたということもできよう。このことと、応永二十八年、長法寺が小浜問丸の訴訟で今富名又代官職を改替されたこととは、無関係ではあるまい。しかし、長法寺に対する礼銭は、正長元年に至るまで「若狭方」へのそれと同額を維持していることもまた無視できない。したがって、「若狭方」が下向して以後の若狭では、守護代三方範忠のいわば私的代官としての「若狭方」が一応最高の権威を得たとはいえず、小守護代長法寺のそれとはまだ拮抗していたとい

うのが正しいだろう。敢えて憶測を加えれば、この「若狭方」と長法寺との緊張関係が、小守護代交替の背景の一端を占めたのではなからうか。なお、正長元年の土一揆が若狭にも及び、太良庄でも同年から翌年にかけて「地下のさくらん中々無是非候」という状態となったことは知られているが、松山が下向したのは、あたかもこの時期に当たっているところから、小守護代の交替の直接的契機が、かかる「地下のさくらん」にあった可能性も否定できない。

三、Ⅲ 期(永享元年～同十二年)

正長二年(一四二九)のものと思われる、二月二十二日太良庄本所半濟地頭領家方百姓等申状(百合し一〇〇)に「小守護代今月十一日、松山と申仁下て候」とあり、この年小守護代が長法寺から松山に交替したこと、新小守護代松山は京都から下されたことなどが知られる。この交替は、前掲第2表とそれに続く第3表とによっても確かめられる。この松山氏(永享九年十月二十三日三方忠治遵行状案)によれば三郎左衛門)による支配期をⅢ期として、以下その特徴をみておきたい。

まず、前掲第1表をみると、長法寺時代に頻繁にみられた三方範忠・「若狭方」の若狭下向はほとんどなくなる。また、第3表によれば「若狭方」の在国もなかったようであるから、範忠の若狭に対するかわりは、前に比べて後退したかのような感さえある。しかし、この範忠の態度の変化は、小守護代長法寺・松山と範忠との関係の差異、換言すれば長法寺と松山の性格の違いに起因するのもかも知れない。松山氏の出自に関しては、ほとんど手がかりというべきものはないが、唯一次の文書(百合二一四四一)が管見にふれている。

東寺八幡宮領下久世庄内八幡田參段事、任先例可有沙汰状如件、

第3表 大良庄年貢算用状にみえる守護勢力への礼銭（永享元年～12年）

年度	守護方 細々事	上落・下向時礼銭		守護 方 礼	松山方礼	明 春 礼 時 奉 行	同時中間 郡使マテ	そ の 他 の 礼 銭	出 典
		三方氏	その他						
永享元	3.	1-0		※A2-0	※A1-0	※A0-600	0-300	同時（三方下同時）松山方 0-500 同時奉行包枝方 0-300 井事之時奉行一献 0-400	オー147, ハー165
" 2	3.			※B1-0		※A0-600	0-300	松山方野木在庄之時礼 0-500 遠山方家立之時礼 0-500	リー120, ハー169
" 3	3.			※B1-0		※A0-600	0-300	三方舍弟僧訪 0-500 かと庄殿礼 2-0	ハー170・171
" 4	3.			※B1-0		※A0-600	0-300	守護代方々ツミノ政所面使マテ庄内竹木注時入足 1-0	まー4, ヲー97
" 5	3.			1-0	※B1-0	0-600	0-300	守護代礼時奉行 0-300	ハー173
" 6	3.			1-0		0-600	0-300		ハー174
" 7	3.			1-0		0-600	0-300		ハー178・179
" 8	1.5			1-0		0-600	0-300		リー142, ハー181
" 9	1.5			1-0		0-600	0-300		リー144, ハー185
" 10	1.5			1-0		0-600	0-300		ッー123, ハー195
" 11	1.5			1-0		0-600	0-300	守護代松山方礼時奉行中村 0-500 半渡方代官初入部 0-500	リー145, ヲー108
" 12	1.5			1-0		0-600	0-300	当守護武田方入部 4-500	ハー203・204

注 (1) 上落・下向時礼銭三方氏：※Aは「三方在國之時礼 又守護代マテ」。

(2) " " その他：※Aは「遠山方下向礼」。

(3) 守護方明春礼：※Aは「明春礼三方礼」、※Bは「守護方明春礼 松山方」（領家方は「守護代方礼明春礼」）。

(4) 松山方礼：※Aは「同時（守護方明春礼）松山方」、※Bは「守護代方礼」、※Cは「守護代松山方礼」。

(5) 明春礼時奉行：※Aは「包枝方中村方」。

(6) その他は、第2表に同じ。

応永十一

九月廿九日

松山三郎左衛門尉殿

守直（花押）

これは、山城下久世庄内八幡田に対する守護（高師英）家人飯田某の違乱を守護が停止した際の、守護代佐治守直書下であるが、守護奉行片山正寛↓守護代佐治守直↓吉田備前という一連の遵行命令とは別

室町期の若狭守護代三方氏の動向

に下されている。今谷明氏は宛人の松山を乙訓郡代とみなされているが、『大日本史料』（第七編之六、七九〇頁）の「松山三郎左衛門尉ヲ莊官ト為ス」という頭注のように、むしろ八幡田の給人と解すべきではなからうか。そうした松山の地位如何は別として、彼は若狭の小守護代となる松山三郎左衛門と通称が一致するところから、同一人か父子である可能性がある。山城は応永二十五年から三年間一色氏の分國になっているし、一色氏や三方氏は在京していたのであるから、松山

がたとえ他に本貫地があったとしても、京都近郊に何らかの地歩を築いていたとすれば、一色氏・三方氏との接触は十分あり得る。松山が一色氏直臣であったのか三方氏の被官であったかはさておき、彼が若狭に在地性をもたなかったらしいとすれば（少なくとも小守護代就任時には京都から下っている）、それまでの長法寺と比べて、いわば吏僚の性格、換言すれば三方氏の分身的性格をより強くもっていたといえよう。それ故にこそ、このⅢ期には三方氏が長法寺時代のように下向をくり返したり、代官を在国させたたりしなかったのではなからうか。

さて、Ⅲ期の礼銭を第3表によってみてみよう。Ⅱ期の「守護代若狭方礼」は「守護代明春礼」として継承されているが、「長法寺方礼」に代わるべき「松山方礼」はただちには登場していない。すなわち、入部当初の松山は、守護代三方氏への礼銭を三方氏に代わって受け取り、そのついでに自分の分を受け取ることはあっても（「守護方明春礼松山方」「同時松山方」など）、松山氏単独の礼銭は見られない。これは、彼が在地の人々からまだあくまでも三方氏の代官としてしかみなされていなかったことを物語るものであろう。ところが、永享七年（一四三五）には「守護方明春礼」とは別に「松山方礼」があらわれ、同十一・十二年には「守護代松山方礼」とさえ記されるに至る（五年の「守護代方礼」が松山を指すかどうかは不明）。これは、松山が在地では守護代と呼ばれ、かつての「若狭方」や長法寺と変わらぬ権威を持つに至ったことの反映ではあるまいか。また、この時期の在国奉行包枝・中村両人に対する礼銭は、初め「守護方明春礼」の時や三方氏の下向時（元年）に出されていたのが、永享十一・十二年には松山に対する礼銭と同じ時にも支出されている。このことは、松山と両奉行が一体的関係にあった一少なくとも太良庄の側ではそう認識していた一ことを示すものとはいえないだろうか。

永享九年十月、官務家領国富庄の半済が停止され、義教御判御教書、守護一色義貫遵行状、守護代三方若狭守遵行状（松山宛）が次々と下されたが、松山はこれを無視して同庄に「年貢使」を入れ、詫言を申し入れる百姓に対して「雖被御判下、□申ましく候」と言い放ち、本所の使が入部して一円直務を主張してもまったく承引せず、結局「女童部」を人質に取りながら「年貢反銭之請文」を出させて翌年正月十九日まで年貢などを催促し、翌二十日には「地下家内」を検封して資財を悉く奪い取った。ここで注目すべきは、松山は百姓らに「雖被御判下、□申ましく候」と語り、幕府から守護、守護代を経て自分で下されている遵行命令を公然と無視して、暴力によって年貢・段銭を強奪していることである。松山のかかる行為から、彼が幕府―守護体制の枠を踏み越えて自立的な地域権力を志向していたなどとみなすことはもちろんできず、彼を支えていたのはあくまでも小守護代という、守護行政機構における公職であり、ひいては守護の権威であったことはいうまでもない。ただ、その守護の権威の百姓ら国内諸階層にとってもつ重みが、右述の如き松山の行為によってつき崩されていくという皮肉な事態が進行していたことは認めねばなるまい。もはやほとんど若狭に姿を見せなくなった守護代三方氏が若狭の諸階層にとつて次第に遠い存在となっていく一方で、松山は、直接在地の人々と向き合う、守護権力のいわば象徴として次第に重みを増していき、「守護代」とまで呼ばれるに至るのである。ここにおいて三方氏は、在地から完全に遊離したという点で、守護一色氏と同質化してしまったといえよう。松山が三方氏の忠実な代官である間は、かかる状況下でもさしたる支障とはならないであろうが、彼がいままで没個性的な三方氏の分身であり続ける保障はなく、あたかも、三方氏が一色氏のもので政治的経済的実力を蓄え、今富名（小浜）、西津庄といった若狭

の中核部分の実質的支配権を掌握してしまつたのと同じような事態が、三方氏のもとで進まないとも限らないのである。先にみた国富庄における松山の混乱ぶりは、その兆候といえなくもないが、まだ大きな潮流とはなり得ていないといつてよからう。しかし、守護、守護代の在京を前提とした分国支配体制―本来的室町幕府体制―の矛盾、限界はようやくその輪郭を見せ始めたといえよう。

むすび

小稿は、若狭守護代三方氏の動向を追跡して、室町期守護代の実態の一端を説明しようとしたものであるが、結果的にはほとんど実質的内容の伴わない、「動向」の字義通りの素描に終始してしまつた。わずかに明らかにし得た事実としては、(1)範忠は若狭経宮にあたるは初めの頃は自身がほぼ連年下向し、応永二十一年には「若狭方」(おそらく三男の範次)を小守護代とは別の代官に任じ、同二十七年からは在国させて、「若狭方」―長法寺納(小守護代)―(奉行)という支配体制をしいたこと、(2)永享元年小守護代長法寺に替えて松山三郎左衛門が下されて以後は、三方氏の若狭下向がほとんどみられなくなる、ぐらゐであり、(1)・(2)それぞれの歴史的背景や意義について本論で述べたことは、確証のないところでの推論にすぎない。ただ、小稿で検討した限りにおいて確認できることは、若狭では、少なくとも応永末年頃までは小守護代の上洛であれ、守護代自身の下回であれ、さらには守護代の近親の派遣・在国であれ、何らかの形で分国と京都の間のつながりを維持しようとする努力がみられたことである。永享元年、在地国人の小守護代長法寺を更迭して、その後任に在地性をもたない松山を京都から下したのも、やはり同じねらいに基づくものであつたといえる。かかる動きは、いわば守護権力の源泉地たる京都か

ら、その権威を絶えず分国に注入して、在地支配機構を常に中央の忠実な手足たらしめておくための方策に他ならない。守護のみならず守護代も在京するようになった室町期における守護の分国支配にとつてかかる措置は必須のものであつたと思われる。そして、それは、若狭の三方氏だけでなく、たとえば越前・遠江守護代甲斐氏が小守護代や郡代に一族や自己の被官を送り込んでいたように、守護代の主導のもとで行われることも少なくなつたのではなからうか。ただ、守護の分国支配の実質が守護代によって担われることは、守護代の職制上の重要性を示すものではあつても、彼の「自律性」と同義ではないことは、「はじめに」で述べた通りであり、この点の見極めは、守護と守護代との間の関係、および在地支配機構の具体的機能(守護代の私的機関の有無、程度)を中心に論じるべき問題であつて、今後の課題としなければならぬ。ともあれ、十五世紀前半の守護の分国支配の解明において、守護代の活動をすべて守護権力の名のもとに収斂させるのではなく、独自の意義も考えながら一つ一つ発掘していくことは、決して無意味なことではないし、よし結果的に「自律性」が見出されないにせよ、守護権力をより多角的にとらえるためにも必要な作業ではないかと考える。

注

(1) 拙稿「南北朝室町初期の若狭守護代小笠原氏について」(『兵庫教育大学研究紀要』第九卷)、同「將軍近習小笠原蔵人と若狭守護代小笠原長房」

(1) 『若越郷土研究』第三十四巻一号)

(2) 南北朝・室町期の若狭の守護支配に関する先行研究は前注拙稿(前者)にあげておいたが(注5)、室町期にまで論及したものととして、黒田俊雄・井ヶ田良治「若狭国太良庄」(柴田実編『庄園村落の構造』創元社、一九五五年)、井ヶ田良治「庄園制の崩壊過程―室町時代の東寺領太良庄」(『同志社法字』四五号)が脱漏していた。

(3) たとえば越前・遠江守護代甲斐氏も「自律的」守護代の典型といえようが、將軍との深い関係を梃子としながら、分国支配の実権を掌握はしたものの(拙稿「畿内近国における大名領国制の形成―越前守護代甲斐氏の動向を中心に―」『史学研究五十周年記念論叢』日本編、福武書店、一九八〇年)、主家斯波氏にかわって守護になるということは初めから甲斐氏の政治日程にはなかったといえる。

(4) 拙稿「室町期の若狭守護代三方氏の政治的地位」(『若越郷土研究』第三十五巻二号。以下別稿と呼ぶのはすべてこの拙稿を指す。なお、本論ともかかわるので、その結論のみ示しておく。三方範忠は応永十三年十月失脚した小笠原長春の後任として、同年十二月若狭守護代に任じられ、永享七年八月(同九年十月)の間に弟と思われる三方忠治にその地位を譲ったが、範忠自身は、一色義貫が將軍義教の命をうけた武田信栄に謀殺される同十二年五月まで存生していた。三方氏は南北朝末期の段階では、まだ一色氏との関係がさ程緊密なものではなく(この点は拙稿「南北朝期の若狭国人三方氏について」『若越郷土研究』第三十四巻六号)で不十分ながら推察した)、一色家中における三方氏の地位は、室町期に入ってからの短期間に上昇したようで、若狭守護代になって以後は、特に丹後出身の一色重臣を凌駕する形で一層その地位を高め、応永二十年代後半から三十年代年頃には、山城・丹後・尾張海東郡守護代や侍所所司代を独占するなど、その権勢は頂点に達した。しかし、永享期には丹後守護代になった延永氏に一

歩譲るようになったようである。

(5) 網野善彦『中世荘園の様相』(瑞書房、一九六六年)、二九三・三三三頁

(6) 太良庄の年貢算用状は暦応元年(一三三三)から文正元年(一四六六)までの間で、合計八十二年分伝存しているが(うち地頭方・領家方がそろっているのは五十二年分)、『教王護国寺文書』『東寺文書』(大日本古文書 家わけ)に収める数十点を除けば、ほとんど、東寺百合文書のいわゆる新出文書に属しており、網野氏が太良庄に対する「守護からの賦課」を表示されるのに一部を利用された以外は(前掲書、三二〇～三二二頁)、本格的分析の対象にはなっていない。

(7) この年二月九日の宝幢寺供養に、侍所頭人一色義範が兄弟で随兵二十人を従えて門前の警固に当たったことは、『看聞日記』同日条に見える。

(8) 応永十六年九月十日太良庄代官朝賢公文并祐連署注進状(東寺百合文書 し函七二号)以下「百合し一七二」の如く略記(文書番号は京都府立総合資料館編『東寺百合文書目録』による)によると、太良庄側は求めに応じて礼錢を一貫文出したにもかかわらず、三方側は納得せず三貫文を強要したという。また、「諸方國中如此候」ともあり、他の荘郷でも同様であったらしい。なお、臨時公事夫役の賦課も同注進状に見える。

(9) 『群書類従』第四輯(補任部)。なお、類従本「守護次第」の原本とされる、大橋寛治氏所蔵「若狭国守護職代々系図」は利用の機会を得ていないので、以下ではもっぱら類従本を用いた。

(10) 『福井県の地名』(平凡社、一九八一年)は、「守護次第」の記事から、応永十六年守護所が西津庄から開発保に移ったとしているが(六一二・六二二頁)、守護所がこれ以後も西津庄にあったことを示す徴証は枚挙にいとまがない。ただ開発保にあった安養寺を応永十八年に「西津安養寺」と記している例もあるように(百合し一七八)、当時開発保と西津庄の混用がみられるから、開発保の守護代宿所のこと「西津の守護所」と認識

された可能性も否定できない。しかし、守護所所在地を開発保とする所見は管見の限らない上、「守護次第」は「開発守護代宿所塩浜の若王寺前へ被移畢」として、守護代宿所は移転前から開発保にあったことを示唆している。一応守護所と守護代宿所は区別しておきたい。

- (11) 永享八年六月二十日天竜寺下知状（『福井県史』資料編8所収、上野山九十九家文書一号）。天竜寺は久々子村百姓の提出したこの「守護代之下知状」について、「守護之下知者御教書或就当寺裁許可有沙汰哉、自專之下知勿論也」として、「是又無謂」と退けている。このように「守護代之下知状」が「御教書」によらない「自專之下知」と難じられているところに、三方氏の「下知」の本質が如実に示されているように思われる。

- (12) 応永十四・十六年については、a（応永十六年）九月十八日太良庄代官朝賢公文弁祐連署注進状（百合ター二四六）、b 応永十六年九月日東寺雜掌申状案（百合ター一一一）、c 同年「太良庄地頭方評定引付」九月二十二日条（百合ター七三）、応永二十六年については、d（応永二十六年）三月晦日太良庄守護役地下所済分注進状（百合ター一二七）。網野氏は、応永十六年と同二十六年についてのみ指摘されているが（前掲書、三三三頁）、aに「抑自守護殿去々年之ごとくニ國中ニ徳銭おかけ候」と見えるので、応永十四年の賦課も想定できる。aの年代は、bより推定した。なお、有徳銭については、保立道久「中世民衆経済の展開」（『講座日本歴史』3、東京大学出版会、一九八四年）、峰岸純夫「年貢・公事と有徳銭」（『日本の社会史』第四巻、岩波書店、一九八六年）など参照。

(13) 前注 a

(14) 『壬生家文書』七二七号

(15) 応永十八年「太良庄地頭方評定引付」九月八日・同二十二日・同二十八日・十月三日条（百合ター七七）

(16) 『群書類従』第四輯（補任部）

室町期の若狭守護代三方氏の動向

(17) 注4拙稿において、戦国期の丹後与謝郡石川庄・加悦庄一帯を本拠とする丹後有数の国人石川氏を、南北朝・室町期の一色氏重臣石川氏の後裔と推断した。

(18) 応永十八年十月二十六日一色義範奉行人連署奉書（百合ター二一七）の署名者三人の最奥の沙弥の花押は、同年同月十七日沙弥某遵行状（『小浜市史』社寺文書編所収、羽賀寺文書九号）の花押と一致し、かつ、前者の案文（百合ター二一七）は、最奥の沙弥に「石川佐渡守」と注記する。石河長貞が応永八年佐渡守の官途を得たことは「今富次第」に見える（法名は正寿）。以上から、応永十八年当時の石河長貞（正寿）は京都で一色家奉行人をつとめながら、若狭今富名代官に在職していたことが知られる。

(19) 『小浜市史』社寺文書編所収、羽賀寺文書八〇号。同書は八・九号の文書名を「沙弥某遵行状」とするが、花押は前者が三方常忻、後者が石河正寿のものである。

(20) 永享七年八月二十五日若狭守護一色義貫遵行状（『福井県史』資料編2所収、佐藤行信氏所蔵文書三号）の宛所に「三方山城入道」とあるのが、いまのところ職徴証の下限である。

(21) たとえば、応永四年六月十八日小守護代武田長盛書状（『小浜市史』諸家文書編二所収、矢代区有文書二二号）の署名部分に異筆で「守護代武田」と注記があったり、小守護代松山を守護代とする例もある（後掲第3表参照）。

(22) 『小浜市史』社寺文書編所収、若狭彦神社文書一四号①②

(23) 『若狭守護代記』（若狭史学会、一九七三年）は、鎌倉期から近世の元禄九年に至る歴代若狭国主の事蹟を記すもので、鎌倉〜室町期でも「守護次第」「今富次第」とはかなりの異同がみられ、問題はある。しかし、羽賀寺や大島八幡宮などに関しては、ときには文書を引用しながら「守護次第」「今富次第」にない説明もしており、本文に引いた、一色範次の大島

八幡宮・長楽寺造宮の記事も何らかの資料に基づくもので、あながち虚偽ではないと考える。

(24) 『満濟准后日記』永享四年正月二十八日条に見える「三方入道」範忠の「弟若狭守」が忠治を指すと考えている(別稿参照)。

(25) 応永二十一年十二月日太良庄守護方人目注文(百合ツ一〇九)に「新守護代上落之時夫一人」と見える。

(26) 太良庄年貢算用状では、範忠を「三方」として、「若狭方」とは区別しているようであるから、第1表の応永二十六年の「三方下向」というのは範忠のことと思われる。

(27) (正長元年)十一月十一日太良庄本所方惣百姓申状(百合オー二六三)。

この文書は、「今度珍泉坊上落候て、自寺家公文職お安堵候由」を聞いた太良庄百姓が、珍泉坊の過去の行状を告発して公文職補任に反対したものである。ここにいう珍泉坊は他に管見に入っていないが、この文書とほぼ同じ趣旨の、正長元年十二月十五日太良庄代官申状案(百合ハ一五六)に見える「山伏下野」、すなわち前代官下野房朝賢のことと思われるから、先の文書の年代も正長元年と推定される。

(28) 文永二年十一月日若狭国惣田数帳案(百合ユー一二)によると、西津庄・開発保ともに「地頭得宗御領」の朱注があり、鎌倉末期に守護(得宗)領であったことが知られ、これらが南北朝期以降も、今富名などとともに入領として継承されたものと思われる。

(29) 応永二十六年の若狭二宮造宮棟札(注22)に同社の社家政所として笠彦五郎忠国の名が見える。この「忠」が三方範忠の偏諱だとすれば、範忠による国人の被官化が二宮社家にも及んでいたことになる。

(30) 康安元年、もしくは貞治元年のものとされる、十一月十九日後光嚴院繪旨(『大徳寺文書』一三六号)に「蓮花王院領若狭国名田庄内下村長法寺四郎左衛門尉并土屋次郎兵衛尉押妨間事」とある。武田氏については、康

安二年三月日太良庄百姓等申状并具書(『東寺文書』は一四一)に「其後守護方被渡武田殿當庄受取」と見える。

(31) 応永三十四年の「両奉行方」は「守護代礼時」、すなわち「若狭方」(名目的には範忠であろう)への礼銭のついでに礼銭を渡されたのであって、おそらく、三十二〜三十四年の「殿原(中)」と同様、守護代三方氏のもとにいる者であろう。三十二年には、この三方氏のもとにいる「殿原」とは別に勢間・兼田の両人が長法寺と同時に礼銭を受け取っている事実はこの二人が三方氏の「奉行方」ではないことを示唆している。なお、兼田氏は遠敷郡兼田(現上中町)を名字の地とする土豪であろう。

(32) (正長二年)二月二十二日太良庄本所半濟地頭領家方百姓等申状(百合一〇〇)。

(33) 『壬生家文書』三三三六号(宛所に「松山三郎左衛門入道」とある)

(34) 『大日本史料』第七編之六、七八八〜七九一頁に収載する。なお、今谷

明『守護領国支配機構の研究』(法政大学出版局、一九八六年)、四六頁参照。

(35) 今谷氏前掲書、三六頁

(36) 『壬生家文書』五四・五九・三三六号

(37) 同文書、三三七・三三九・二七三・三三八号

(38) 小守護代が守護代と呼ばれたのは松山が初めてではなく、すでに応永四年の武田長盛の時にもみられた(注21)。この頃守護代小笠原長房がほぼ在京するようになっていた点は、三方氏の下向がほとんどみられなくなっていた松山氏の時と共通する。守護代の在地離脱と表裏をなす、小守護代の在地支配における権能強化の中で、小守護代が守護代と称されるようになるのであろう。

(39) 室町期の越前・遠江西国の小守護代、および越前敦賀郡代に甲斐氏一族が、遠江の「国奉行」に甲斐氏の家人(田根氏)がそれぞれ在職していたことは、注3拙稿で指摘したことがある。

On the *Mikatas*, *Shugodai* in *Wakasa* Country,
in the *Muromachi* Period

Shōichi KAWAMURA

In 1406, *Mikata Noritada* was appointed as *Shugodai* (administrator) in *Wakasa* Country. His brother *Tadaharu* succeeded him in some year between 1435 and 1437. He remained in the position until 1440, when his master *Isshiki Yoshitsura* was killed by *Shōgun*.

Around 1420, *Noritada* became the most powerful in the subjects of the *Isshikis*. During several years after becoming *Shugodai* in *Wakasa*, he went down to *Wakasa* from *Kyoto* almost every year. In 1414, he nominated his third son *Noritsugu* for his representative, and made him stay in *Wakasa* to execute direct government over the Country. But, *Chōhōji*, who was one of the *Bushi* in *Wakasa* and was at the same time appointed as *Shō-Shugodai* (representative of *Shugodai*), was so influential that the *Mikatas* could not make their rule penetrate the Country. This led *Noritsugu*, in 1429, to dismiss *Chōhōji* and to appoint *Matsuyama* as a new *Shō-Shugodai*, who was sent down to *Wakasa*.

It is apparent from these that the government of *Wakasa* Country by the *Isshikis* (*Sugo*) was executed substantially by the *Mikatas* as *Shugodai*.